障がい学生支援ガイドライン

令和７年３月

神奈川県立保健福祉大学

目次

Ⅰ　神奈川県立保健福祉大学障がいのある学生への支援基本方針

１　基本的な考え方 …… 1
２　定義 …… 1
３　障がいのある学生の支援に関する基本的な考え方 …… 1
４　障がいのある学生への支援について …… 1
５　相談窓口 …… 2

Ⅱ　支援の内容（Ｑ＆Ａ）

１　入学試験における対応 …… 3
２　授業・実習・研究指導における対応 …… 4
３　定期試験における対応 …… 5
４　学生生活・就職に関すること …… 6
５　その他 …… 7

Ⅲ　参考資料

○　定期試験に関する合理的な配慮の手続き …… 8
○　自動車通学申立書（参考様式） ……10
○　バリアフリー状況一覧 ……11

Ⅰ　神奈川県立保健福祉大学障がいのある学生への支援基本方針

１　基本的な考え方

神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）のミッションである「ヒューマンサービス」は、対象となる「その人」が「その人」らしく生きられるように、専門職同士が連携して、誰もが大切にされる社会をめざし、人々とともに幸福を追求していこうという考え方です。

その考え方の基、全ての学生が、障がいの有無によって分け隔てられることのない学校を作ることを目的としています。

この目的を達成するため、障がいのある学生が、その障がいを理由とした不利益が生じないよう、合理的な配慮を講じます。

２　定義

障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の障がい（以下「障がい」という。）がある学生であって、障がい及び社会的障壁（障がいのある学生にとって教育を受ける上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に相当な制限を受ける状態にあるものを言います。

３　障がいのある学生の支援に関する基本的な考え方

本学は、障がいがある学生に対し障がいのない学生と同等の学修環境を実現するよう努めます。また、障がいのある学生から授業等について配慮してほしい旨の申し出があった場合は、障がいを理由とした不利益が生じないよう可能な限り合理的な配慮を行います。

合理的配慮とは
- 本人からの意思の表明に基づくもの
- 障がいの特性や具体的場面・状況に応じて、社会的障壁の除去のために、「個別」に必要となるもの
- 体制面や財政面において大学に「過重な負担」を課さないもの

４　障がいのある学生への支援について

本学は、学生からの申し出に基づき、入学試験・授業・試験・研究指導・実習・就職・大学行事への参加等について合理的配慮の申し出があった場合は、障がいのある学生の支援ニーズと意見を尊重した上で、関係する学内委員会や事務局と協議し、合理的配慮の提供に努めます。

５　相談窓口

キャンパス名	横須賀キャンパス	川崎キャンパス	横浜キャンパス
入学試験に関すること	＜学部＞ ・学部入試担当部 ＜大学院＞ ・企画・地域貢献課	・ヘルスイノベーションスクール担当課	・実践教育部
授業・試験に関すること	＜学部＞ ・教務委員 ・学年担任 ・教務学生課 ＜大学院＞ ・研究指導教員 ・教務学生課	・研究指導教員 ・ヘルスイノベーションスクール担当課	・課程担当教員 ・実践教育部
学生生活に関すること（授業・試験に関することを除く）	＜学部＞ ・学生委員 ・学年担任 ・教務学生課 ・学生相談室 ＜大学院＞ ・研究指導教員 ・教務学生課 ・学生相談室	・研究指導教員 ・ヘルスイノベーションスクール担当課 ・学生相談室	・課程担当教員 ・実践教育部 ・学生相談室
障がいを理由に不当に差別されたとき	・人権倫理委員会委員 ・企画・地域貢献課	・人権倫理委員会委員 ・ヘルスイノベーションスクール担当課	・人権倫理委員会委員 ・企画教務部

※　学生相談室：横須賀キャンパスの管理図書館棟１階（対面相談とＷＥＢ相談が可能）

Ⅱ　支援の内容（Ｑ＆Ａ）

１　入学試験における対応

Q1-1　入学試験を受験するにあたり、配慮を受けるにはどのようにしたらよいですか。

➡　障がいを有する等の理由により、受験上及び修学上の特別な配慮を必要とする場合の手続きは次のとおりです。

【入試における申請方法】

① 学生募集要項に指定された申し出期日までに電話、メール等でご相談ください。
② 配慮の内容や必要に応じて志願者と面談を行います。
③ 所定の申請書、診断書等（障がいの状況、希望する配慮等記載）の提出が必要です。
④ 相談内容及び提出書類をもとに検討し、受験上許可する配慮事項を通知します。

Q1-2　申請した場合、具体的にはどのような配慮が受けられるのですか。

➡　各志願者の障がいの状況や希望する配慮に応じて検討を行い、個別に配慮事項を決定しますので、ご相談ください。

【配慮事項の例】

・座席の位置を前方や出入口に近い試験室とする。
・試験中の服薬を認める。
・筆記試験を別室受験とする。

２　授業・実習・研究指導における対応

Q2-1　車椅子で、教室の机やロッカーを使用できますか。

➡　各講義室には、高さを調節できる机が配置されていますので、車椅子のまま着席することが可能です。

　また、横須賀キャンパスには、車椅子使用者が利用可能な高さのロッカーが設置されており、ロッカー庫内には、車椅子用バッテリーを充電できるよう、電源タップもあります。

Q2-2　手指の運動や聴覚機能に困難があり、ノートをとることが難しい場合の支援はありますか。

➡　本人からの申し出があった場合、障がいの種類や程度に応じて個別に必要な対応を検討します。

Q2-3　視覚に障がいがあり、授業中に配布される資料や板書の内容が把握しにくい場合の支援はありますか。

➡　本人からの申し出があった場合、講義室の前方席の使用、拡大鏡の使用、オンデマンド配信の検討など、障がいの種類や程度に応じて個別に必要な配慮を行います。

Q2-4　難聴により先生の声が聞き取りにくい場合の配慮はありますか。

➡　講義室の前方席、スピーカーの近くの座席の使用のほか、個別にご相談いただいた上で集音器の利用を認めるなどの対応が想定されます。

Q2-5　障がい特性により、学外での実習が心配です。

➡　実習への参加に当たっては、実習先施設と事前に確認・調整を行うことが想定されますので、各実習の担当教員にご相談ください。

３　定期試験における対応

Q3-1　手指の運動に困難があり、解答用紙への記入に時間がかかるので、試験時間の延長を希望することはできますか。

➡　定期試験については、障がいの種類に関わらず配慮が必要な科目及び配慮を希望する内容について、「定期試験に関する合理的な配慮申請書」を所定の期間内に教務学生課へ提出することができます。所定の手続きを経て配慮事項が決定されます。（８ページ「障がいのある学生への合理的配慮の手続き」をご参照ください。）

随時試験については、希望する「合理的な配慮内容」について、直接科目責任者にご相談ください。

Q3-2　視覚に障がいがあるため、一般の学生と同じ問題用紙では内容が分かりにくい場合の配慮はありますか。

➡　**Q3-1** の回答と同様にあらかじめの申請が必要です。その結果、配慮が必要と認められた場合、拡大文字にした問題用紙の配付が想定されます。

4　学生生活・就職に関すること

Q4-1　事務局等への提出書類に自筆で記入することが難しい場合は、別の方法で提出することはできますか。

➡　事務局窓口にて紙ベースでご用意している各種提出書類については、ご希望に応じて電子ファイル（Word 等）をお送りしますので、入力いただいた後、メール添付での提出も可能です。

Q4-2　コミュニケーション障がいのため、大学行事への参加に不安があります。

➡　学生相談室では、様々な悩み事の相談を受け付けています。専門のカウンセラーに対面やＷＥＢにより気軽に相談でき、秘密も守られます。また、大学で行われる行事で強制的に参加するものはほぼありません。実習等についてはQ2-5 の回答を参照してください。

なお、本学での学びを通じて、対人援助に必要なコミュニケーション能力を身につけていただく必要があります。

Q4-3　就職に対して不安があります。

➡　進路支援の取組として、「病院・施設等就職説明会」の開催や、「就活準備スタートアップ講座」と題する就職活動の基礎知識、採用動向等に関するガイダンスの機会を学科ごとに設定するほか、キャリアコンサルタントによる個別相談の機会もありますので、ご相談ください。

Q4-4　合併症があるので、学内で自己注射する必要がありますが、利用できる部屋はありますか。

➡　横須賀キャンパスの管理図書館棟の１階には医務室がありますので、その部屋を自己注射のためにお使いいただくことが可能です。また、同キャンパス各棟各階にあるバリアフリートイレの中には、着替え台や荷物台を備えている所もありますので、こちらもご利用いただけます。（12 ページ「バリアフリートイレ一覧」をご参照ください。）

Q4-5　車椅子利用のため自動車で通学することはできますか。

➡　原則として、自動車での通学は禁止となっていますが、公共交通機関の利用では移動が難しい等の合理的な理由がある場合には、その旨を申し立てていただき、学長が特に認めた場合は自動車での通学を認める場合があります。

（10 ページ「自動車通学申立書（参考様式）」をご参照ください。）

５　その他

Q5-1　障がい者手帳を持っていませんが、合理的な配慮の対象となりますか。

➡　合理的な配慮の対象となるに当たり、障がい者手帳を所持していることは必須の要件ではありません。

障がいのある学生とは、障がいや社会的障壁（障がいのある学生にとって教育を受ける上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に相当な制限を受ける状態にあるものを言います。

なお、合理的な配慮の対象になるためには、医師の診断書が必要な場合があります。

Ⅲ　参考資料

○　定期試験に関する合理的な配慮の手続き

令和○年○月○日

障がいのある学生に対する定期試験の合理的な配慮について

身体等に障がいがあり定期試験に関し配慮を希望する学生は、事務局教務学生課窓口へ申請書を提出してください。

配慮事項は、教科の特性などにより決定しますが、必ずしも希望通りにならない場合もあります。

・届出期間　授業週第○週まで（令和○年○月○日（○）まで）

・提出書類　定期試験に関する合理的な配慮申請書

（障がいの種類のわかる書類（手帳等）を確認することがあります）

定期試験に関する合理的な配慮申請書

令和　　年　　月　　日

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属＿＿＿＿＿＿＿＿学科＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

定期試験に関する合理的な配慮について申請します。

授業科目名※

※希望する科目名すべてを記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理由・配慮希望内容

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・障がい等で配慮を希望する場合に提出してください。
・障がい者手帳等の提示を求める場合があります。

○　自動車通学申立書（参考様式）

自動車通学申立書（障がい学生）

令和　年　月　日

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自動車 No.＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の理由により、自動車通学の必要があるので、申請します。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜提出書類＞

1　自動車通学申立書（本様式）　※以下、記載事項
　・公共交通機関での経路・所要時間
　・自動車通学を要する期間（3 月末まで等）

2　運転免許証の写し

3　自動車保険証券（対人・対物任意保険）の写し
※ 年度途中で契約更新した場合はその写しを提出してください。
　また、通学する学生が起こした事故がカバーされない保険では通学が認められません。

4　障がい者手帳等（自動車通学を必要とする合理的理由を説明する書類）

○　バリアフリー状況一覧

区分		ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ ﾄｲﾚ ※詳細は次頁	出入口		昇降		視覚障害者誘導用ﾌﾞﾛｯｸ	AED
			段差	自動ﾄﾞｱ	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	階段の手すり		
横須賀キャンパス	教育研究棟	○	ﾌﾗｯﾄ	○	○	○	×	×
	管理図書館棟	○	ﾌﾗｯﾄ	○	○	○	○※1	○
	講堂棟	○	ﾌﾗｯﾄ	○	×	○	×	×
	厚生棟	—	ﾌﾗｯﾄ	○	×※2	○	×	×
	体育館棟	○	ﾌﾗｯﾄ	×	○	○	×	○
	ｴﾈﾙｷﾞｰｾﾝﾀｰ棟	—	ﾌﾗｯﾄ	×	×※3	○	×	×
川崎キャンパス		○	ｽﾛｰﾌﾟ	×	○	○	×	○
横浜キャンパス		○	ｽﾛｰﾌﾟ	○	○	○	○	○

※1　正門から事務局窓口までのブロックと、正門から南門をつなぐブロックがある。
※2　管理図書館棟または体育館棟のエレベーターを使い通行可能
※3　スロープあり。

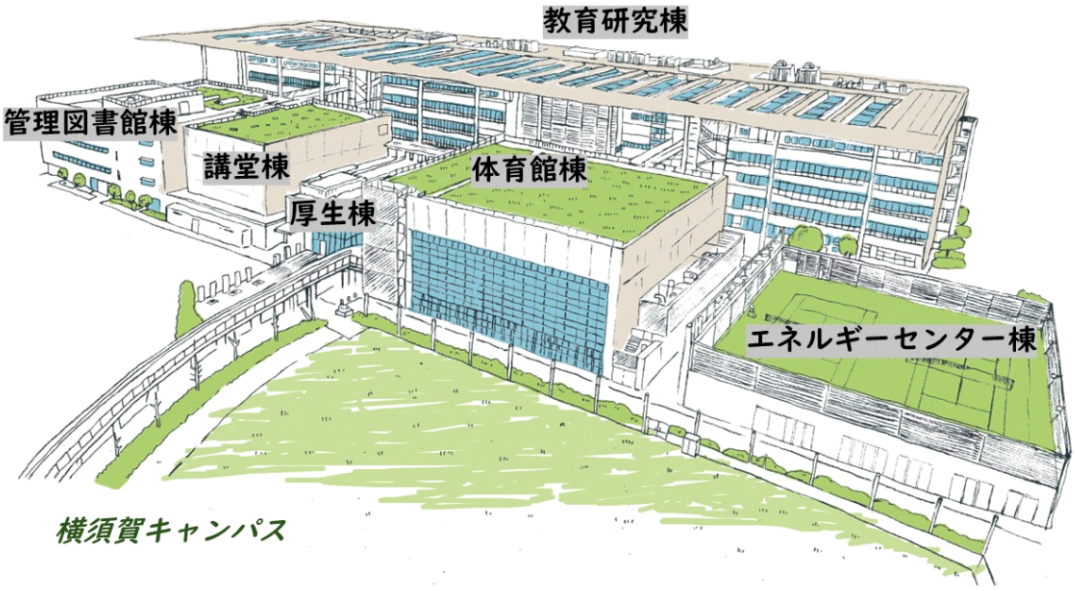

バリアフリートイレ一覧

区分			自動ﾄﾞｱ	自動点灯	手すり	点字 ※1	温水洗浄便座	ｵｽﾄﾒｲﾄ	直系150cm以上 ※2	呼び出しﾎﾞﾀﾝ	備考
横須賀キャンパス	教育研究棟	1階（北側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		1階（南側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		2階（北側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		2階（南側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		3階（北側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		3階（南側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		4階（北側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		4階（南側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		5階（北側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		5階（南側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台
		6階（北側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台
		6階（南側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
	管理図書館棟	1階	○	○	○	○	○	×	○	○	自動ｻﾆﾀﾘｰﾎﾞｯｸｽ
		2階	○	○	○	○	○	×	○	○	—
		3階A	○	○	○	○	○	×	○	○	—
		3階B	○	○	○	○	○	×	○	○	—
		3階C	○	○	○	○	○	×	○	○	荷物台
		4階	○	○	○	○	○	×	○	○	荷物台、自動ｻﾆﾀﾘｰﾎﾞｯｸｽ
	講堂棟	1階（女性側）	○	○	○	○	○	×	○	○	着替え台、荷物台
		1階（男性側）	○	○	○	○	○	×	○	○	—
	体育館棟	1階（女性側）	○	○	○	○	○	×	○	○	—
		1階（男性側）	○	○	○	○	○	×	○	○	—
		1階(外)	○	○	○	○	○	×	○	○	—
		2階(外)	○	○	○	○	○	×	○	○	—
		3階	○	○	○	○	○	×	○	○	—
		4階	○	○	○	○	○	×	○	○	—
川崎ｷｬﾝﾊﾟｽ		2階	×	○	○	○	○	○	○	○	—
		3階	×	○	○	○	○	○	○	○	—
横浜ｷｬﾝﾊﾟｽ		1階	×	○	○	○	○	○	×	○	荷物台、可動式手すり
		2階	×	○	○	○	○	○	○	○	荷物台
		3階	×	○	○	○	○	○	○	○	荷物台

※1 温水便座操作パネルに点字がある。横須賀キャンパスは自動開閉ドアのボタンに凹凸がついている。
※2 トイレ内に直径150cm以上の空間がある。